

判決年月日	平成22年9月8日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成21年（ネ）10078号		

1 動画投稿サービスを管理運営する会社が、経済的利益を得るために、その支配管理するサイトにおいて、ユーザの複製行為を誘引し、実際にサーバに複製権を侵害する動画が多数投稿されることを認識しながら、侵害防止措置を講じることなくこれを容認し、蔵置する行為は、ユーザによる複製行為を利用して、自ら複製行為を行ったと評価することができるものであり、また、サーバに蔵置した動画ファイルを送信可能化して閲覧の機会を提供しているとして、複製権及び公衆送信権（送信可能化を含む。）の侵害主体であるとした事例

2 動画投稿サービスを管理運営する会社が、ユーザの投稿により提供された情報（動画）を、「電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記憶媒体又は当該特定電気通信設備の送信装置」に該当するサーバに、「記録又は入力した」ものであるとして、プロバイダ責任制限法2条の「発信者」に該当するとした事例

（関連条文）民法709条，著作権法2条，21条，23条，112条，114条の5，プロバイダ責任制限法2条，3条，

本件は、音楽著作物の著作権等管理事業者であるX（被控訴人）が、動画投稿サイトを運営するY会社（控訴人）が運営主体となって提供するサイトのサーバに、各ユーザが投稿したXの管理する著作物の複製物を含む動画ファイルを蔵置し、これを各ユーザに送信していることが、著作権（複製権及び公衆送信権（送信可能化を含む。））を侵害し、かつ、不法行為が成立すると主張して、①Y会社に対しては、Xの管理する著作物を、サーバの記憶媒体に複製し又は公衆送信することの差止めを求めるとともに、②Y会社及びY会社代表者（控訴人）に対しては、不法行為（著作権侵害）に基づいて、過去の侵害に対する損害賠償金及びこれに対する遅延損害金並びに将来の侵害に対する損害賠償金の連帯支払を求める事案である。

原判決は、Y会社は、動画投稿サイトを管理支配している主体であり、当該サイトによる著作権侵害行為を支配管理できる地位にありながら著作権侵害行為を誘引、招来、拡大させてこれにより利得を得る者であって、侵害行為を直接に行う者と同視できるとして、①の差止請求を認容し、また、Y会社とY会社代表者とを共同不法行為者として、②の損害賠償請求を、原審の口頭弁論終結日までの損害8993万円及び内金5748万円に対する平成20年4月24日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容したため、Yらが、これを不服として控訴に及んだ。

本判決は、以下のとおり判示して、本件控訴を棄却した。

「Y会社が、本件サービスを提供し、それにより経済的利益を得るために、その支配管理

する本件サイトにおいて、ユーザの複製行為を誘引し、実際に本件サーバに本件管理著作物の複製権を侵害する動画が多数投稿されることを認識しながら、侵害防止措置を講じることなくこれを容認し、蔵置する行為は、ユーザによる複製行為を利用して、自ら複製行為を行ったと評価することができるものである。

よって、Y会社は、本件サーバに著作権侵害の動画ファイルを蔵置することによって、当該著作物の複製権を侵害する主体であると認められる。

また、本件サーバに蔵置した上記動画ファイルを送信可能化して閲覧の機会を提供している以上、公衆送信（送信可能化を含む。）を行う権利を侵害する主体と認めるべきことはいうまでもない。」

Y会社がプロバイダ責任制限法3条の「発信者」に該当するか否かについては、「Y会社は、ユーザによる著作権を侵害する動画ファイルの複製又は公衆送信を誘引、招来、拡大させ、かつ、これにより利得を得る者であり、ユーザの投稿により提供されたコンテンツである「動画」を不特定多数の視聴に供していることからすると、著作権侵害を生じさせた主体、すなわち当の本人というべき者であるのみならず、発信者性の判断においては、ユーザの投稿により提供された情報（動画）を、「電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記憶媒体又は当該特定電気通信設備の送信装置」に該当する本件サーバに、「記録又は入力した」ものと評価することができるものである。したがって、Y会社は、「発信者」に該当するというべきである。」と判断した。

さらに、Y会社代表者も、共同不法行為者として損害賠償責任を負うべきであるとして、Yらに対し、原判決と同額の損害賠償請求が認められるとした上で、平成21年9月12日以後の使用料相当損害の支払を求めるXの請求については、原判決中、当該請求に係る訴えを却下した部分に対してXから控訴ないし附帯控訴の提起がない以上、同部分をYらに不利益に変更する余地がないので、判断の限りでないとした。